

すこやか 介護保険

利用の
てびき

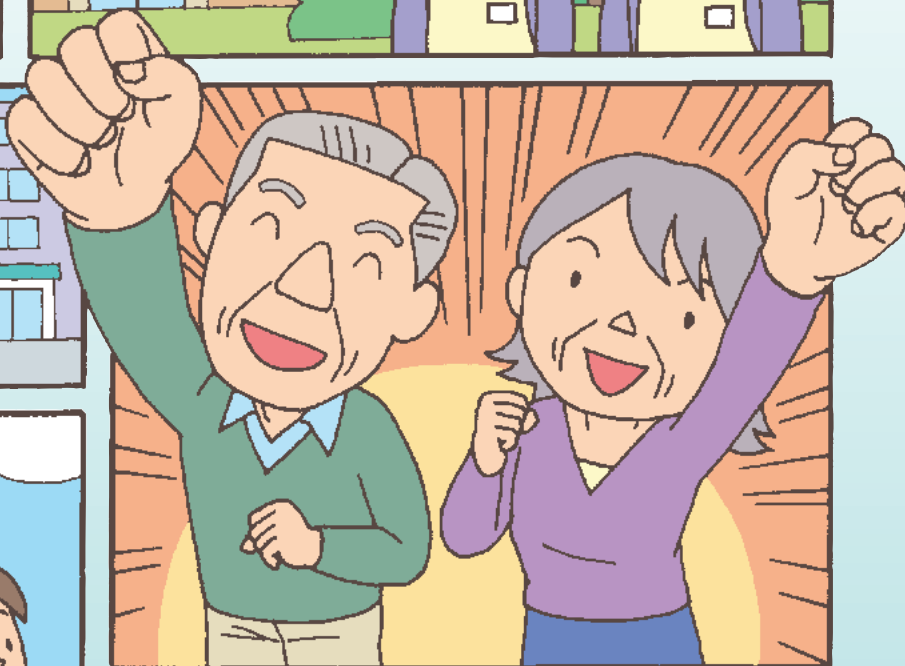
介護保険のしくみ

利用の手順

利用できるサービス

負担軽減制度

地域包括支援センター一覽



令和
5年度版

相模原市

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、相模原市が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさまは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

相模原市（保険者）

介護保険制度の運営は、相模原市が行います。

- 制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 被保険者証を交付します。
- 負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。

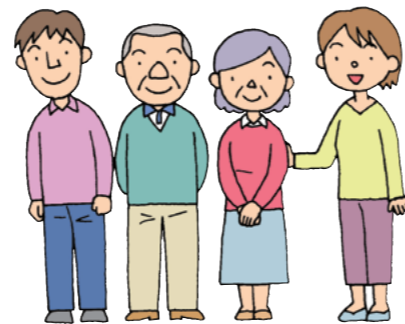


● 要介護認定の申請

● 保険料の納付

● 被保険者証の交付
● 負担割合証の交付

● 要介護認定



● 介護報酬の支払い

地域包括支援センター

市が社会福祉法人等に委託をし、介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置しています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが、サービスを提供します。

● サービスの提供

● 利用料の支払い

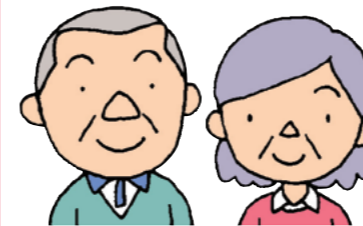
介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人



第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、市へ届出が必要です。示談前に介護保険課へ連絡してください。

第2号被保険者 40歳以上64歳以下の人 (医療保険に加入している人)

サービスを利用できる人



第2号被保険者は、加齢に伴う病気（*特定疾病）に該当することが必要ですが、介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

* 特定疾病

要介護状態になる可能性が高い、加齢と関係がある16の疾病が指定されています。
※加齢以外の原因に伴う場合は、該当しないことがあります。

- | | | | |
|--|--|--|--|
| ● がん
<small>（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）</small> | ● 骨折を伴う骨粗鬆症 | ● 脊柱管狭窄症 | ● 脳血管疾患 |
| ● 関節リウマチ | ● 初老期における認知症 | ● 早老症 | ● 閉塞性動脈硬化症 |
| ● 筋萎縮性側索硬化症 | ● 進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
およびパーキンソン病 | ● 多系統萎縮症 | ● 慢性閉塞性肺疾患 |
| ● 後縦靭帯骨化症 | ● 脊髄小脳変性症 | ● 糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症および
糖尿病性網膜症 | ● 両側の膝関節または
股関節に著しい変形
を伴う変形性関節症 |

■ 介護保険の被保険者証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、一人に一枚の「介護保険被保険者証」が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する前月末に交付されます。
- 40歳以上64歳以下の方は、認定を受けた場合などに交付されます。

■ 介護保険負担割合証が交付されます

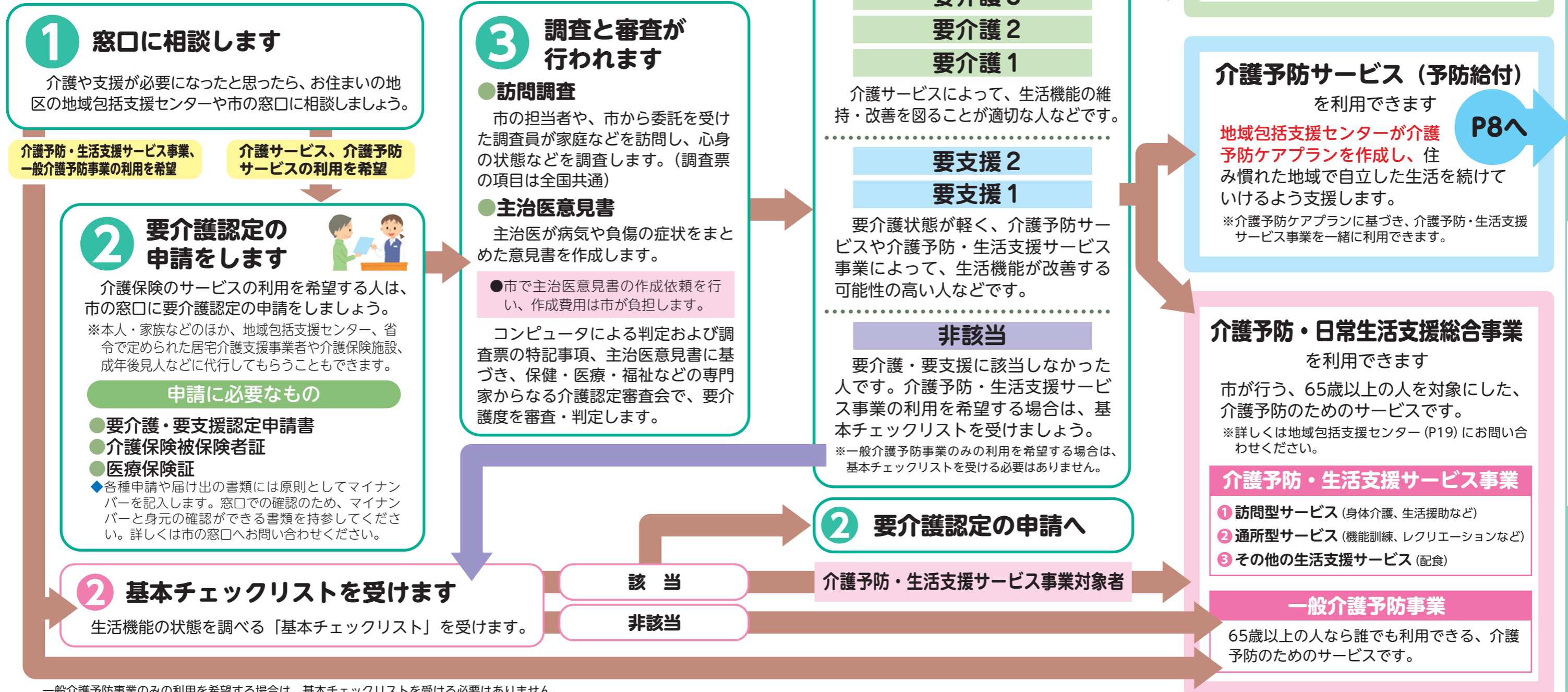
介護保険の認定を受けている人には「介護保険負担割合証」が交付されます。サービス利用の際に支払う利用者負担の割合（1割、2割、または3割）が記載されています。

- 適用期間は1年（8月1日～翌年7月31日）で、毎年交付されます。
- サービス利用時に被保険者証と一緒にサービス事業者に提示します。

サービス利用までの流れ

介護や支援が必要になったと思ったら、お住まいの地区の地域包括支援センターや市の窓口にご相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

※認定結果の通知は、申請から通常30日ほどで市から郵送します。

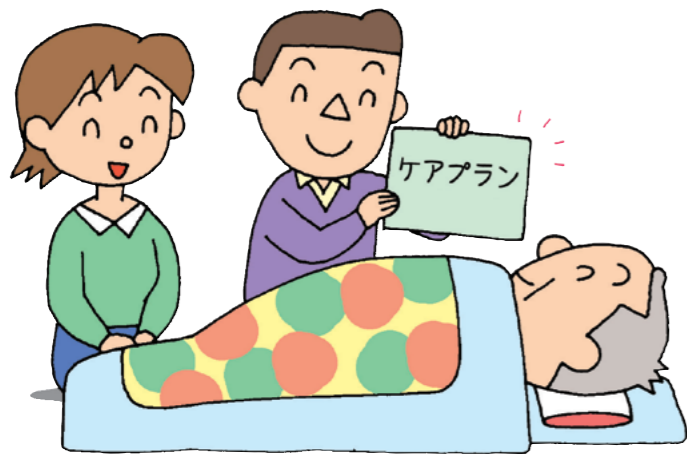


利用の手順

- **認定の有効期間は？**
はじめて認定を受ける人の認定有効期間は、最長で12か月間です。これは高齢者の心身の状態が変化しやすいため、一定期間ごとにチェックが必要になるからです。また、引き続き認定を受ける人の更新申請の認定有効期間は、原則12か月間ですが、ご本人の心身の状態に応じて短縮・延長 (最長48か月間まで) する場合があります。
- **認定の更新申請手続きは？**
引き続き介護 (介護予防) サービスを利用するためには、認定有効期間が終了する前に更新の申請をする必要があります。申請は、認定有効期間が終了する60日前から受け付けており、成年後見人、地域包括支援センターの職員、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。
- **認定の有効期間内に心身の状態が変化したら？**
認定後、有効期間内に心身の状態が変化したときは、認定の「区分変更申請」をすることができます。担当のケアマネジャーや地域包括支援センターの職員に相談するか、市の窓口へ申し出てください。なお、更新手続きと同様に代行してもらうこともできます。
- **認定に関するお問い合わせは？**
認定結果に関してお聞きになりたいことがあるときは、市の介護保険課にお問い合わせください。※認定結果に不服がある場合には、認定の通知書を受け取った日の翌日から3か月以内に「神奈川県介護保険審査会」に審査請求をすることができます。

5 居宅(介護予防)・施設サービス計画の作成

利用者の希望や状態に応じたサービス計画を作成します



利用者の希望などを考えて、在宅か施設かを選びます

(サービス計画の作成には利用者負担はありません。)

要支援1・2の人

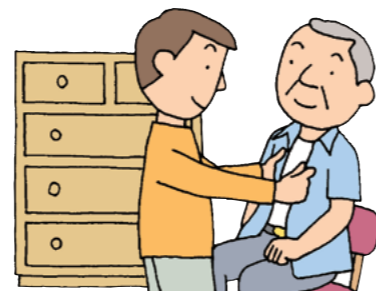
地域包括支援センターの保健師などと相談して、介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成して利用するサービスを決定します。

要介護1~5の人

在宅サービスと施設サービスのどちらを利用するかを選択し、介護支援専門員(ケアマネジャー)とどのようなサービスをどのくらい利用するのか、という居宅・施設サービス計画(ケアプラン)を作成して利用するサービスを決定します。

在宅での介護の場合

ケアマネジャーなどが本人や家族の希望を聞き、介護サービス提供事業者などと連絡調整しながら計画を立てていきます。



施設へ入所の場合

介護保険施設に入所する場合は、その施設のケアマネジャーがサービス計画を立てることになります。



※要介護1~5の人のみ利用できます。

6 サービスの利用

利用するサービスが決まったら、サービス提供事業者か施設と利用の契約をします

利用者は費用の一部を負担します

介護(介護予防)サービスを利用する人は、サービスを利用した際に、サービス提供事業者に対して、かかった費用の1割(所得により2割または3割)を支払います。

サービスを利用するときは、被保険者証と一緒に利用者負担割合(1割、2割、または3割)が記載された負担割合証を提示してください。

■利用者負担の割合

3割	①②の両方に該当する人 ① 本人が市民税課税で合計所得金額*1が220万円以上 ② 本人を含む同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額*2」 ・65歳以上の人が1人の世帯 = 340万円以上 ・65歳以上の人が2人以上の世帯 = 463万円以上
2割	3割の対象とならない人で①②の両方に該当する人 ① 本人が市民税課税で合計所得金額*1が160万円以上 ② 本人を含む同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額*2」 ・65歳以上の人が1人の世帯 = 280万円以上 ・65歳以上の人が2人以上の世帯 = 346万円以上
1割	生活保護受給者等、市民税非課税者、市民税課税者のうち2割か3割負担の対象とならない人、第2号被保険者

■令和3年度の税制改正により、公的年金等の所得金額が増えた場合でも、負担割合には影響がないよう考慮されています。

※1「合計所得金額」とは、地方税法に規定する前年の合計所得金額(配偶者控除や医療費控除等の各種所得控除、上場株式などの譲渡損失に係る繰り越し控除等を行う前の金額)から、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です。合計所得金額に給与所得又は公的年金所得が含まれる場合は、給与所得及び公的年金所得の合計額から10万円を差し引いた金額です。

※2「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金所得を差し引いた金額です。その他の合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から10万円を差し引いた金額です。

●介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険(在宅サービス)では、要介護状態区分(要支援1・2、要介護1~5)に応じて利用できる上限額が決められています。上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割(または2割、3割)ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。



相模原市の在宅サービスの利用限度額

要介護状態区分	利用限度のめやす(月額)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※事業所の所在地、サービスの種類などによって金額は変わります。

施設サービスの利用者負担

施設サービスを利用する場合の利用者負担は、介護サービス費用の1割(または2割、3割)のほかに、食費や部屋代、理美容などの日常生活費が必要となります。



利用できるサービス



自分にあったサービスを選びます

要介護1～5／要支援1・2の人が利用できるサービス(介護給付／予防給付)

※原則として、表中の「サービス費用のめやす」の1割(所得により2割または3割)が利用者負担となります。
 ※こちらのパンフレットの費用の額は、それぞれ代表的な内容でサービスを利用した場合の一例であり、提供されるサービスの内容や事業所の体制および所在地によって変わります。
 ※サービスの一部には、障害福祉サービス等を受けていた障害者の人が、65歳以上になっても使い慣れた事業所で介護サービスを受けられる共生型サービスがあります。

居宅サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
訪問介護 (ホームヘルプ) 	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。 ■サービス費用のめやす 身体介護(20分以上30分未満) ▶ 2,710円 生活援助(20分以上45分未満) ▶ 1,983円 <small>※早朝、夜間、深夜などは加算あり</small> 通院のための乗車または降車の介助 ▶ 1,073円(1回につき) <small>※移送にかかる費用は別途自己負担</small>	介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。また、ゴミ出しなどの生活援助や保健師などによる健康に関する短期的な指導が受けられます。 要支援1・2の人が利用していた介護予防訪問介護は、「訪問型サービス」として市が行う介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。 <small>詳しくは地域包括支援センターにお問い合わせください。</small>
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 	介護職員と看護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。 ■サービス費用のめやす(1回あたり) 13,658円	居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設での入浴が困難な場合などに、訪問による入浴介護が提供されます。 ■サービス費用のめやす(1回あたり) 9,235円

訪問を受けて利用する

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問してリハビリテーションを行います。 ■サービス費用のめやす(1回につき) 3,272円 <small>※20分間リハビリテーションを行った場合</small>	居宅での生活機能を維持・向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。 ■サービス費用のめやす(1回につき) 3,272円 <small>※20分間リハビリテーションを行った場合</small>
訪問看護 介護予防訪問看護 	疾患等を抱えている人について、看護職員が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。 ■サービス費用のめやす 訪問看護ステーションから(30分未満) ▶ 5,094円	疾患等を抱えている人について、看護職員が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。 ■サービス費用のめやす 訪問看護ステーションから(30分未満) ▶ 4,878円
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。 ■サービス費用のめやす 医師による指導 ▶ 5,140円(1か月に2回まで)	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。 ■サービス費用のめやす 医師による指導 ▶ 5,140円(1か月に2回まで)

サービスの種類	要介護1~5の人	要支援1・2の人
通所介護 (デイサービス) 	通所介護事業所で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで行います。 ■サービス費用のめやす 通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満) ※送迎を含む 要介護1~5 ▶ 6,903円~12,036円 ※食費・おやつ代は別途自己負担となります。	介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス 通所介護事業所で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援が受けられます。また、地域住民やボランティアが主体となり、レクリエーションや運動の場を提供します。 要支援1・2の人が利用していた介護予防通所介護は、「通所型サービス」として市が行う介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。 詳しくは地域包括支援センターにお問い合わせください。
通所リハビリテーション (デイケア) 介護予防通所リハビリテーション 	介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や心身の機能の維持回復のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。 ■サービス費用のめやす 通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満) ※送迎を含む 要介護1~5 ▶ 8,069円~14,593円 ※食費・おやつ代は別途自己負担となります。	介護老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス (運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上) を提供します。 ■サービス費用のめやす (月単位の定額) (共通的服务) ※送迎、入浴を含む 要支援1 ▶ 1か月21,884円 要支援2 ▶ 1か月42,629円 ※食費・おやつ代は別途自己負担となります。

選択的サービスを利用します

介護予防通所リハビリテーションでは要支援1・2の人に提供される選択的サービスとして、次のようなプログラムがあります。利用者の目標に応じて単独で、あるいは複数を組み合わせて利用します。

運動器の機能向上

理学療法士等の指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。

■サービス費用のめやす (月単位の定額)

運動器機能向上 ▶ 1か月2,398円

栄養改善

管理栄養士等が、低栄養を予防するための食べ方や食事作り、食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

■サービス費用のめやす (月単位の定額)


栄養改善 ▶ 1か月2,132円


口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士等が、歯みがきや義歯の手入れ法の指導、摂食・嚥下機能を向上させる訓練などを行います。

■サービス費用のめやす (月単位の定額)

口腔機能向上 ▶ 1か月1,599円



サービスの種類	要介護1~5の人	要支援1・2の人
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 <ul style="list-style-type: none"> 車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり (工事をともなわないもの) スロープ (工事をともなわないもの) 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト (つり具を除く) 自動排泄処理装置 	福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 手すり (工事をともなわないもの) スロープ (工事をともなわないもの) 歩行器 歩行補助つえ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のもの)
<p>■要支援1・2および要介護1の人は、車いす (付属品含む)、特殊寝台 (付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは原則*として保険給付の対象となりません。</p> <p>■要支援1・2および要介護1~3の人は、自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く) は原則*として保険給付の対象となりません。</p> <p>*ただし、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人については、保険給付の対象として福祉用具貸与が行われます。</p>		
■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。	■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。	■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。

レンタルの利用方法

ケアプランの中で、他のサービスと組み合わせて利用できます。ケアマネジャーなどを通じて、相模原市等の指定事業者から必要な福祉用具をレンタルします。事業所には福祉用具専門相談員がいるので、相談しながら選ぶことができます。



サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
特定福祉用具販売 <small>(福祉用具購入費の支給)</small> 特定介護予防福祉用具販売	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します(同一年度内で対象経費10万円を上限)。	入浴や排泄などに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を販売し、その購入費を支給します(同一年度内で対象経費10万円を上限)。



- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・排泄予測支援機器
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具

■相模原市等から指定を受けた事業者から購入したもののみ対象です。
 ■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。

福祉用具購入費の支給を受ける手順

指定された事業所で購入したものが対象です!

福祉用具購入費の支給については、介護保険制度に基づき、相模原市等から指定された事業所で販売される特定福祉用具を購入した場合に限ります。また、支払いの方法は次の2通りになります。

受領委任払い

事業者が受領委任払いの登録をしている場合、**1割(または2割、3割)の自己負担**で福祉用具が購入できます。

- 1 受領委任払い登録業者であるか確認し、必要な福祉用具を購入します。
- 2 所定の申請書に「領収書(自己負担分)」・「請求書(購入費用額分)」・「金額が明記されているカタログの写し」を添えて各高齢・障害者相談課、各福祉相談センターに申請します。
- 3 上限額内(同一年度内で10万円)で保険給付分(9割、8割、または7割相当額)が事業者を支払われます。

償還払い

事業者が受領委任払いの登録をしていない場合は、購入費用は**いったん全額自己負担**になります。

- 1 必要な福祉用具を購入します。購入費用は**いったん全額自己負担**になります。
- 2 所定の申請書に「領収書」・「金額が明記されているカタログの写し」を添えて各高齢・障害者相談課、各福祉相談センターに申請します。
- 3 給付対象商品であることが確認され、上限額内(同一年度内で10万円)で保険給付分(9割、8割、または7割相当額)があとから支給されます。

※所得により1割、2割または3割負担し、保険給付分は9割、8割または7割相当額になります。

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
住宅改修費支給 <small>介護予防住宅改修費支給</small>	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、対象経費20万円を上限に費用を支給します。	介護予防に役立つ手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、対象経費20万円を上限に費用を支給します。



- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ・引き戸などへの扉の取り替え
- ・洋式便器などへの便器の取り替え
- ・上記の改修にともなって必要となる工事

■工事着工前に申請及び市の確認が必要です。

住宅改修費の支給を受ける手順

受領委任払い

事業者が受領委任払いの登録をしている場合、**1割(または2割、3割)の自己負担**で住宅改修ができます。

償還払い

事業者が受領委任払いの登録をしていない場合は、改修費用は**いったん全額自己負担**になります。

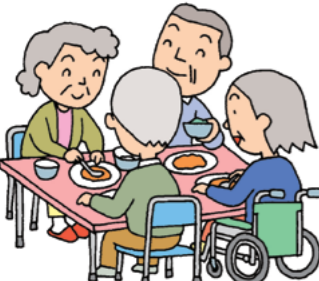
申請の流れ


- 1 身体の状態に合わせ、どんな改修が必要かなど、ケアマネジャーに事前に相談し、「住宅改修が必要な理由書」を作成してもらいます。
- 2 所定の申請書に以下の書類を添えて各高齢・障害者相談課、各福祉相談センターに事前の申請をします。
 - ・見積書(工事内訳がわかるもの)
 - ・函面
 - ・住宅改修が必要な理由書
 - ・工事着工前の日付入りの写真
 - ・所有者の承諾書(所有者が本人と異なる場合)
- 3 改修業者に「住宅改修内容確認済通知」が届いたら改修に着工し、完了後、所定の申請書の写しに以下の書類を添えて支給の申請をします。
 - ・請求書(受領委任払いのみ)
 - ・領収書の写し
 - ・工事完成後の日付入りの写真
- 4 上限額内(20万円)で保険給付分(9割、8割、または7割相当額)が、支給されます。
 ※受領委任払いの場合は、事業者を支払われます。



※転居した場合、または要介護状態区分が3段階以上高くなった場合(この取扱いは1回限り)は、改めて20万円の9割(または8割、7割)まで住宅改修費の支給を受けることができます。

※所得により1割、2割または3割負担し、保険給付分は9割、8割または7割相当額になります。

サービスの種類	要介護1~5の人	要支援1・2の人
短期入所生活療養介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所生活療養介護 	施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ■サービス費用のめやす ●短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合(1日につき) 要介護1~5 ▶ 6,353円~9,316円 ●短期入所療養介護 介護老人保健施設(多床室)の場合(1日につき) 要介護1~5 ▶ 8,716円~11,014円 ※食費と滞在費については別途自己負担となります。	施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ■サービス費用のめやす ●介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合(1日につき) 要支援1 ▶ 4,754円 要支援2 ▶ 5,916円 ●介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設(多床室)の場合(1日につき) 要支援1 ▶ 6,429円 要支援2 ▶ 8,094円 ※食費と滞在費については別途自己負担となります。
	■低所得の人については食費と滞在費を軽減する制度があります →【介護保険負担限度額認定】(P18参照)。	

サービスの種類	要介護1~5の人	要支援1・2の人
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 ※生活相談やケアプランの作成は施設で行い、サービスは外部の事業者が提供する外部サービス利用型もあります。 	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす 要介護1~5(1日につき) ▶ 5,670円~8,505円 (1か月につき) ▶ 170,115円~255,173円 ※別途家賃、食費等施設との契約によって定める金額が必要となります。	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす 要支援1(1日につき) ▶ 1,918円 要支援2(1日につき) ▶ 3,277円 要支援1(1か月につき) ▶ 57,548円 要支援2(1か月につき) ▶ 98,338円

施設サービス ※要介護1~5の人が利用できます(要支援1・2の人は利用できません。)

サービスの種類	サービスの内容
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ※新規入所できるのは原則として要介護3以上の人です。	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。
介護老人保健施設(老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
介護療養型医療施設(療養病床等)	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

施設サービスの費用

① サービス費用の1割(または2割、3割)

要介護1~5で多床室を利用した際のサービス費用のめやす
 [このうち1割(または2割、3割)が利用者負担になります]



介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
6,039~8,927円/日 (181,182~267,821円/月)	8,305~10,571円/日 (249,165~317,148円/月)	7,230~12,078円/日 (216,913~362,365円/月)	8,695~14,355円/日 (260,865~430,664円/月)

② 食費・居住費(保険対象外)

食費・居住費の利用者負担は原則施設との契約により決まります。ただし、低所得の人には食費・居住費を軽減する制度があります。→【介護保険負担限度額認定】(P18参照)

以下は目安として国の示した標準的な金額になりますが、具体的な金額は施設により異なりますので各施設にお問い合わせください。

食費	居住費			
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
1,445円/日 (43,350円/月)	2,006円/日 (60,180円/月)	1,668円/日 (50,040円/月)	介護老人福祉施設	
			1,171円/日 (35,130円/月)	855円/日 (25,650円/月)
			その他の施設	
			1,668円/日 (50,040円/月)	377円/日 (11,310円/月)

③ 日常生活費(理美容代・その他の日常生活費)(保険対象外)

施設との契約による金額になります。

地域密着型サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

※原則として他の市区町村のサービスは利用できません。

住み慣れた地域での生活を支援

サービスの種類	要介護1~5の人	要支援1・2の人
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に短期間の宿泊や居宅を訪問するサービスを組み合わせ提供します。 ■サービス費用のめやす(1か月につき) 要介護1~5 ▶ 111,109円~289,067円	■サービス費用のめやす(1か月につき) 要支援1 ▶36,649円 要支援2 ▶74,065円
夜間対応型訪問介護 	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。 ■サービス費用のめやす 基本夜間対応型訪問介護 ▶11,111円(1か月につき) 定期巡回サービス(1回につき) ▶4,184円 随時訪問サービス(1回につき) ▶6,373円	要支援1・2の人は利用できません。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設において、日常生活上の支援や介護が受けられます。 ※新規入所できるのは、原則として要介護3以上の人です。 ■サービス費用のめやす(1日につき) ●ユニット型の場合 要介護1~5 ▶6,966円~9,928円	要支援1・2の人は利用できません。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に日常生活上の世話や機能訓練を行います。 ■サービス費用のめやす(1日につき) ●7時間以上8時間未満(単独型)※送迎を含む 要介護1~5 ▶ 10,574円~15,179円	■サービス費用のめやす(1日につき) ●7時間以上8時間未満(単独型)※送迎を含む 要支援1 ▶9,156円 要支援2 ▶10,222円
認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援2の人のみ	認知症高齢者が日常生活上の世話や機能訓練を受けながら共同生活する住宅です。 ■サービス費用のめやす ●(2ユニット以上) 要介護1~5(1日につき) ▶7,926円~8,895円 (1か月につき) ▶237,782円~266,872円 ※別途食材料費・家賃相当額等が必要です。	■サービス費用のめやす ●(2ユニット以上) 要支援2(1日につき) ▶7,883円 (1か月につき) ▶236,517円 要支援1の人は利用できません。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や通報システムによる随時対応を行います。 ■サービス費用のめやす(1か月につき) ●一体型・訪問看護あり 要介護1~5 ▶90,102円~320,874円	要支援1・2の人は利用できません。
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを柔軟に提供します。 ■サービス費用のめやす(1か月につき) 要介護1~5 ▶132,589円~334,574円	要支援1・2の人は利用できません。
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。 ■サービス費用のめやす ●7時間以上8時間未満の場合 要介護1~5 ▶7,905円~13,786円	要支援1・2の人は利用できませんが、市が行う介護予防・日常生活支援総合事業の「通所型サービス」が利用できます。詳しくは地域包括支援センターにお問い合わせください。

※このほかに、地域密着型特定施設入居者生活介護があります。

負担軽減制度

負担を減らすしくみがあります

自己負担が高額になった場合、所得が低い場合などでも安心してサービスを利用できるよう、負担を減らすしくみがあります。

負担が高額になったとき

1か月に利用したサービスの、利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額)が高額になり、利用者負担上限額を超えたときは、「高額介護(介護予防)サービス費」として、超えた分が申請により後から支給されます。

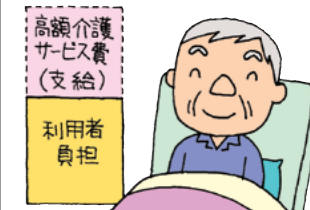
該当者は市から申請書を送りますので提出してください。

なお、一度申請書を提出していただくとその後の申請は必要ありません。

区分	利用者負担段階	利用者負担上限額
現役並3	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方が居る世帯 ^{※1}	世帯: 140,100円
現役並2	課税所得380万円(年収約770万円)~課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の方が居る世帯 ^{※1}	世帯: 93,000円
現役並1一般	市民税課税者が居る世帯で、課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	世帯: 44,400円
第3	世帯全員が市民税非課税で、年間の[年金収入+その他の合計所得金額 ^{※2}]が80万円超の方	世帯: 24,600円
第2	世帯全員が市民税非課税で、年間の[年金収入+その他の合計所得金額 ^{※2}]が80万円以下の方	世帯: 24,600円 個人: 15,000円
第1	生活保護受給者等	世帯: 15,000円

※1 介護サービス利用者又は65歳以上の世帯員の所得が対象となります。

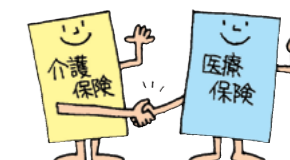
※2 その他の合計所得金額は、P7参照。



負担軽減制度

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になった場合は、限度額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度があります。



■高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額【年額/8月1日~翌年7月末日】

所得(基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70~74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円	19万円

所得の低い人が施設を利用しているとき【介護保険負担限度額認定】

施設サービスと短期入所サービスを利用する場合の部屋代(居住費・滞在費)・食費については、原則全額自己負担となりますが、低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます(特定入所者介護サービス費等)。



負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階	利用者負担内容	食費		居住費等			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	●本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	300円	300円	820円	490円	490円(320円)	0円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	390円	600円	820円	490円	490円(420円)	370円
第3段階①	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円
第3段階②	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額となります。

❗❶❷のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等は支給されません。

❶ 市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が市民税課税の場合

❷ 市民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金等が
 第1段階 : 単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 第2段階 : 単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 第3段階① : 単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 第3段階② : 単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合
 65歳未満の第2号被保険者 : 単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

社会福祉法人等の介護保険サービスを利用しているとき

低所得で生計が困難な人が、社会福祉法人等が運営する、特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護等のサービスを利用する場合の軽減制度があります。

介護保険負担限度額認定による自己負担軽減を受けていない人は、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護等のサービスを利用した際の食費・居住費(滞在費)について、負担軽減が受けられません。

対象者 次の要件をすべて満たしている人及び生活保護受給者等

- ①世帯員のなかに市民税課税者がいない
- ②年間収入が、単身世帯で150万円(世帯員1人増ごとに50万円を加算)以下
- ③預貯金等が、単身世帯で350万円(世帯員1人増ごとに100万円を加算)以下
- ④居住用の家屋や土地その他の日常生活に必要な資産以外に利用できる資産がない
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていない
- ⑥介護保険料を滞納していない

軽減を受けるには申請が必要になりますので、介護保険課にお問い合わせください。

対象費用 利用者負担(1割分)、食費、居住費(滞在費)および宿泊費

軽減割合 利用者負担(1割分)の原則25%

食費、居住費(滞在費)および宿泊費の原則25%

※生活保護受給者等は居住費(滞在費)の100%



相模原市内の地域包括支援センター

区	地域包括支援センター	所在地	電話番号	FAX番号
緑区	橋本地域包括支援センター	西橋本3-1-14	042-773-5812	042-773-6330
	相原地域包括支援センター	二本松3-4-7	042-703-5088	042-703-5089
	大沢地域包括支援センター	大島1556 (特別養護老人ホーム中の郷ユニット型内)	042-760-1210	042-760-1216
	城山地域包括支援センター	久保沢1-3-1 (城山総合事務所第1別館1階)	042-783-0030	042-783-0070
	津久井地域包括支援センター	中野966-5	042-780-5790	042-780-2260
	相模湖地域包括支援センター	与瀬896 (相模湖総合事務所1階)	042-684-9065	042-684-9165
	藤野地域包括支援センター	小淵2000 (藤野総合事務所4階)	042-686-6705	042-686-6706
	中央区	小山地域包括支援センター	宮下1-1-21	042-771-3381
清新地域包括支援センター		清新3-6-1	042-707-0822	042-707-0823
横山地域包括支援センター		横山1-2-15 グリーンハイム1階	042-751-6662	042-704-8632
中央地域包括支援センター		千代田1-6-2 アスカマンション1-C号室	042-730-3886	042-730-3893
星が丘地域包括支援センター		千代田5-3-19	042-758-7719	042-758-7718
光が丘地域包括支援センター		光が丘2-18-87 (光が丘ふれあいセンター内)	042-750-1067	042-810-0434
大野北第1地域包括支援センター		淵野辺3-20-15 淵野辺コート1階	042-704-9551	042-704-9552
大野北第2地域包括支援センター		鹿沼台1-3-17 ヴィアール鹿沼台1-C	042-768-2195	042-768-8009
田名地域包括支援センター		田名1262-5 D+STYLE 上田名ビル1階	042-764-6831	042-764-6832
上溝地域包括支援センター		上溝7-16-13	042-760-7055	042-760-7701
南区	大野中地域包括支援センター	古淵3-28-1 ランバーパート6 1階	042-701-0511	042-701-0510
	大沼地域包括支援センター	若松4-17-13 ソフィアビル1階	042-705-5435	042-705-8216
	大野台地域包括支援センター	大野台5-25-10	042-758-8278	042-752-9325
	大野南地域包括支援センター	相模大野3-1-33 丸徳ビル1階7号	042-767-3701	042-767-3702
	上鶴間地域包括支援センター	上鶴間本町6-28-14	042-767-2731	042-767-2732
	麻溝地域包括支援センター	下溝756-6 (三和麻溝店B館3階)	042-777-6858	042-711-9975
	新磯地域包括支援センター	新戸1716 (新戸デイサービスセンター内)	046-252-7646	046-252-7619
	相模台第1地域包括支援センター	南台5-12-21 品田ビル1-A	042-767-3888	042-767-3889
	相模台第2地域包括支援センター	麻溝台6-26-4 旭マンション1階	042-741-6665	042-741-6692
	相武台地域包括支援センター	新磯野4-1-3 (相武台まちづくりセンター・公民館内)	046-206-5571	046-206-5572
東林	東林第1地域包括支援センター	東林間5-5-1	042-740-7708	042-745-6824
	東林第2地域包括支援センター	相南1-7-17	042-705-8278	042-705-8279

※掲載内容は、令和5年8月の情報を基本としております。今後移転に伴い、所在地等が変更となる場合があります。

介護予防・日常生活支援総合事業について

要介護認定で要支援1・2と認定された人や、基本チェックリストを受けて「介護予防・生活支援サービス事業対象者」に該当した人は、本市が行う「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

また、自立した生活を送れる人も「一般介護予防事業」に参加できます。

詳しくは、上記にあるお住まいの地区の地域包括支援センターにお問い合わせください。

相模原市内および県内の事業者・施設の情報について

窓口で配付する「市内介護保険事業者一覧」のほか、①「介護サービス情報の公表」制度や②「介護情報サービス かながわ」のホームページでは県内のサービス事業所の介護サービスの内容や運営状況を公表しています。

URL① https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/14/index.php?action_kouhyou_pref_search_propose_index=true

URL② <https://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>



①二次元コード

お問い合わせは

介護保険課（あじさい会館4階）

相模原市中央区富士見6-1-20

総務・給付班 …… ☎042-707-7058（直通）

保険料班 …… ☎042-769-8321（直通）

認定班 …… ☎042-769-8342（直通）

FAX.042-769-8323

- **緑高齢・障害者相談課（高齢福祉班）**
☎042-775-8812（直通）
相模原市緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎内
- **津久井高齢・障害者相談課（地域・高齢福祉班）**
☎042-780-1408（直通）
相模原市緑区中野613-2 津久井保健センター内
- **中央高齢・障害者相談課（高齢福祉班）**
☎042-769-8349（直通）
相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはら内
- **南高齢・障害者相談課（高齢福祉班）**
☎042-701-7704（直通）
相模原市南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター内

令和5年8月発行

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



禁無断転載 ©東京法規出版

KG011760-1744304